成年後見制度利用促進ガイドライン　概要版

～第４次清瀬市地域福祉計画「取組 24　成年後見制度の充実・推進」のために～

「第４次清瀬市地域福祉計画」

基本方針３　地域生活を支える　　にて

【方向性 11】　権利擁護の推進

　取組 22　地域福祉権利擁護事業の充実

　取組 23　権利擁護事業を推進する市民人材の育成

　取組 24　成年後見制度の充実・推進

　取組 25　虐待の防止と保護

この取組達成のために

「成年後見制度利用促進ガイドライン」を策定し、成年後見制度の利用促進に向け、具体的な取り組みについて記載し、目指すべき姿を明確化することで、着実に成年後見制度の充実･推進をします。

年度	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2017～
計画	第4次地域福祉計画									第5次地域福祉計画
ガイドライン		ガイドライン（必要に応じて適宜改訂）								

【現状】

「地域」で見守りが必要な人が増加し、深刻なケースが地域で潜在している状況にも関わらず、成年後見制度の利用が進んでいない。

↓

「住み慣れた地域で、誰もが安心、安全に、その人らしく生活できるように、必要な人は誰でも成年後見制度を利用できるようにすべき。＝権利擁護は地域差があってはならない＝自治体の使命！」

↓

国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行。基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進。

（令和３年度末までに、全 1,741 市区町村で体制を整備）

【成年後見制度の利用が促進されるための３つの目標】～具体的目標で利用を促進～

①**【成年後見制度の適切な利用のために】**

地域連携ネットワーク※を構築し、市民に向けての広報を展開。権利擁護が必要な方の初期段階から、相談対応し、権利擁護事業の利用や成年後見制度の利用を促進します。

②**【成年後見制度が利用したい制度になるために】**

親族後見人、市民後見人、市民による後見支援員など、地域での身近な支援による意思決定支援を行い、なじみの支援者によるチームやネットワークで見守られる体制を作ります。

③**【成年後見制度が利用しやすい制度になるために】**

本人が、住み慣れた地域で、安心安全に、その人らしく暮らせるよう、本人の意思を確認しやすい状況からの、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の保佐、補助相当の利用を促進し、成年後見制度利用の裾野を広げます。

【具体的施策】～目標をもとに具体的に様々な利用促進のための事業を展開～

大目標	中目標	主要事業
①成年後見制度の適切な利用のために	①-1　地域連携ネットワークの構築（チーム・協議会・中核機関） ①-2　地域連携ネットワークでの広報機能の充実	新規①-1 ・チームで支える仕組みづくりを推進 ・中核機関の設置（個別チームをバックアップする中核機関の設置） ・協議会の設置（地域関係者が成年後見制度利用促進の進捗を管理） 強化①-2 ・市民への広報・周知（知名度を上げ、正しい知識が利用を促進） ・支援者向け広報・研修の実施（早い段階から制度を使えるように）
②成年後見制度が利用したい制度になるために	②-1 相談機能の充実 ②-2 本人や家族の意思決定支援や後見人候補者のマッチングの充実	強化②-1 ・中核機関による相談対応の充実 ・専門家による無料相談（制度の難しさを乗り越える丁寧な相談） 新規②-2 ・チームによる本人や家族への意思決定支援と、適切な成年後見人候補者の紹介（本人、親族に寄り添った後見人を紹介） ・市民後見人の活用、社協の法人後見と後見支援員（市民）の活躍
③成年後見制度が利用しやすい制度になるために	③-1 本人及び家族、後見人への地域での継続的支援 ③-2 結果としての不正防止 ③-3 本人申立及び親族申立の支援や親族後見人への支援	新規③-1 ・後見開始後の本人、家族や後見人へのバックアップ ・市民後見人や後見支援員へのフォローアップ研修の実施 （後見人が就任した後の継続的な地域でのフォロー） 新規③-2 ・安心で安全な制度利用の運用の援助（結果としての不正防止） 強化③-3 ・本人申立及び親族申立の支援や、親族後見人への支援 ・補助保佐相当の利用を促進し、成年後見制度利用の裾野を広げる

【<※地域連携ネットワーク>の仕組みを作り、成年後見制度を利用したい制度にします】

地域連携ネットワークって何かしら？

【チーム】

・地域で住民も含めた「支援者」たちが、「チーム」体制で、本人やその家族への支援活動を行う。初期段階から「中核機関」に相談し、本人が地域で安心暮らせるために、早い段階から権利擁護（成年後見制度の利用）に繋げていく。

↓

市、中核機関は福祉関係者（支援者）へ成年後見制度の広報･周知を行い、初期段階から相談に繋げていく。必要に応じ、地域包括支援センターや市障害福祉課はチーム体制の調整を行う。

【協議会】

・客観的視点から専門的助言を行う。また、市の利用促進計画（ガイドライン）の進捗を管理･評価する。

・協議会の事務局は中核機関と担うものとする。

↓

・既存の会議体を利用する。

清瀬市社会福祉協議会の「きよせ権利擁護センター運営委員会」「事例検討会」等

【中核機関】

初期段階から、本人及び本人の支援者からの相談対応。中核機関の機能である「3 つの機能」を持つ。利用促進の目標･中目標に基づき、地域で見守られる「チーム」をサポート。継続的視点で本人を支援していく。

↓

既存の成年後見制度推進機関「きよせ権擁護センター」を中核機関と位置づける。市は、市長申立及び報酬助成業務を行う。

判断能力が不十分だとしても、住み慣れた地域で安心安全に暮らしたいよね。家族や福祉関係者だけじゃなく、地域の人も含めて、いろいろな人が、その人を「地域で支える仕組み」を作るってことだね。

【計画の管理・評価】

・清瀬市地域福祉推進協議会及び今後設置予定の地域連携ネットワークにおける「協議会」にて管理・評価。